

# 練馬区監査委員監査基準

令和2年2月25日  
監査委員決定

## 目次

- 第1章 一般基準（第1条 第8条）
- 第2章 実施基準（第9条 第17条）
- 第3章 監査等の実施（第18条 第22条）
- 第4章 報告基準（第23条 第27条）
- 第5章 委任（第28条）

## 付則

### 第1章 一般基準

（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的）

第1条 練馬区（以下「区」という。）において監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、区の事務の管理および執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを練馬区議会（以下「議会」という。）および区長等に提出する。

（監査等の範囲および目的）

第2条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等はつぎの各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

定期監査（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第1項および第4項） 財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか監査すること。

行政監査（法第199条第2項） 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか監査すること。

随時監査（法第199条第1項および第5項） 必要があると認めるとき、定期監査に準じて監査すること。

財政援助団体等監査（法第199条第7項） 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金または利子の支払を保証している団体、信託の受託者および公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助

等の目的に沿って行われているか監査すること。

例月現金出納検査(法第235条の2第1項) 会計管理者の現金(歳入歳出外現金および基金に属する現金を含む。第24条第2項第5号において同じ。)の出納事務が正確に行われているか検査すること。

決算審査(法第233条第2項) 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。

基金運用状況審査(法第241条第5項) 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。

健全化判断比率審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項) 健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。

- 2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為(前項に規定する監査等を除く。)については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

(倫理規範)

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

(独立性、公正不偏の態度および正当な注意)

第4条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

3 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 監査委員は、適切な監査計画に基づいて、監査委員の事務を補助する職員(以下「補助職員」という。)を指揮監督するものとする。

(専門性)

第5条 監査委員は、区の財務管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持および確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、補助職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、区の財務管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

(質の管理)

第6条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、補助職員に対して、適切に指揮および監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠および結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

(代表監査委員および代表監査委員職務代理)

第7条 監査委員は、あらかじめ協議により、代表監査委員を定めるものとする。

2 代表監査委員は、監査委員に関する庶務を処理するほか、監査委員の合議の取りまとめ等を行うものとする。

3 代表監査委員は、あらかじめ代表監査委員職務代理を指名するものとする。

4 代表監査委員に事故あるとき、または欠けたときは、代表監査委員職務代理がその職務を行うものとする。

(補助職員の心得)

第8条 補助職員は、職務の遂行に当たって、つぎに掲げる事項に留意しなければならない。

職責の重大性を認識し、常に研修に心がけ、法令等に精通するとともに絶えず区政の現状に注意し、監査等の参考となる資料の収集に努めること。

監査等の実施に当たっては、監査計画に従い、監査対象についてあらかじめ十分研究すること。

監査等に当たっては、常に公平謙虚な態度で能率的な実施に努めるとともに、職務上知り得た秘密は他に漏らしてはならない。

## 第2章 実施基準

(リスクの識別と対応)

第9条 監査委員は、監査等の対象のリスク(組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。)を識別し、そのリスクの内容および程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第10条 前条のリスクの内容および程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況および運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査計画)

第11条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスクの内容および程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。

2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象もしくは状況が変化した場合または監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

3 監査計画は、監査基本計画および監査実施計画とするものとする。

4 前項の監査計画の決定は、監査委員の合議によるものとする。

( 監査基本計画 )

第12条 監査基本計画は、原則としてつぎに掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとし、毎年2月に策定するものとする。

監査等実施方針 当該年度における監査等に当たって基本となる方針および監査等の種類別実施方針

年度監査日程 当該年度における実施予定の監査等の種類および種類別実施予定時期

( 監査実施計画 )

第13条 監査実施計画は、監査等の種類別に原則としてつぎに掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

監査等の種類

一般的・共通留意事項および重点事項等

監査等の期間( 定期監査については、実施時期を勘案し、分割して定めるものとする。 )

監査等の実施場所および日程

監査等の担当者および事務分担

( 監査等の実施手続 )

第14条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

( 監査等の証拠入手 )

第15条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象もしくは状況が生じた場合または新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

( 各種の監査等の有機的な連携および調整 )

第16条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

( 監査専門委員等との連携 )

第17条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を置き、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員等との連携を図るものとする。

第3章 監査等の実施

( 事前通知 )

第18条 監査等を実施するときは、特別の場合を除き、あらかじめ議会、区長ま

たは関係のある委員会もしくは委員に通知するとともに監査対象部局等の長に、監査の種類、期日、場所等を通知するものとする。

(事前調査等)

第19条 監査等の実施に当たっては、監査対象部局等に対して、事前に監査等の種類ごとに項目および様式等を定めて必要な資料を提出させるものとする。

2 監査等を効率的かつ効果的に実施するため、資料の収集および分析ならびに必要に応じて監査対象部局等から事情聴取など事前調査等を行うものとする。

(事務事業概要の説明聴取)

第20条 監査委員は、監査等の実施に先立ち、監査対象部局等の長に対して、所管する事務事業の概要についての資料を提出させるとともに説明を聴取するものとする。

(監査等の方法)

第21条 監査等は、書類監査および実地監査により行うものとする。

2 実地監査は、事実の实在性について、現物検証および現場検証を行うものとする。

(監査等の結果の確定)

第22条 監査担当者は、監査等が終了したときは、速やかに監査等の結果を監査事務局長に提出するものとする。

2 監査事務局長は、監査等の結果の内容を審査し、監査対象部局等の長と監査等の結果につき意見の交換をはかり、その公正を期するものとする。また、監査等の結果の確認を経て事務局案を作成するものとする。

3 監査委員は、事務局案を審議し、監査等の結果を確定するものとする。委員審議の過程において必要と認めるときは、監査対象部局等の長に対し、質疑を行うものとする。

#### 第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成および提出)

第23条 監査委員は、定期監査、行政監査、随時監査および財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、区長および関係のある委員会または委員に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月現金出納検査の結果に関する報告を作成し、議会および区長に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用状況審査および健全化判断比率審査を終了したときは、意見を区長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第24条 監査等の結果に関する報告等には、原則としてつぎに掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- 本基準に準拠している旨
- 監査等の種類
- 監査等の対象
- 監査等の着眼点（評価項目）
- 監査等の実施内容
- 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果には、つぎの各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

定期監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていること。

行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていること。

随時監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていること。

財政援助団体等監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。

例月現金出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者の現金の出納事務が正確に行われていること。

決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であること。

基金運用状況審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、区長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。

健全化判断比率審査 健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること。

3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、

重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- 4 監査委員は、是正または改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(合議)

第25条 監査等のうち、つぎに掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

監査の結果に関する報告（定期監査、行政監査、随時監査および財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定

監査の結果に関する報告に添える意見の決定

監査の結果に関する報告に係る勧告の決定

決算審査に係る意見の決定

基金運用状況審査に係る意見の決定

健全化判断比率審査に係る意見の決定

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨および当該事項についての各監査委員の意見を議会、区長および関係のある委員会または委員に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第26条 監査委員は、つぎに掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

監査の結果に関する報告の内容

監査の結果に関する報告に添える意見の内容

監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

- 2 監査結果の公表は、練馬区公告式条例（昭和25年9月練馬区条例第46号）に定める掲示場に掲示して、これを行うものとする。

(措置状況の公表等)

第27条 監査委員は、監査の結果に関する報告後、当該監査の結果に関する報告を提出した者および当該監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容について文書により回答を求めるものとする。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者および監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表するものとする。措置の内容の公表においては、前条第2項の規定を準用する。

## 第5章 委任

第28条 この基準の施行に関し必要な事項は、代表監査委員が別に定める。

付 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。